

## 指名停止措置等に係る契約締結基準

### (趣旨)

第1条 この基準は佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領第1条に規定する本市発注工事等の契約締結にあたり、契約の相手方として不適当である者との契約締結を規制するために必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 この基準は、次に掲げる本市発注工事等に対して適用する。

- (1) 建設工事 設計金額が130万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (2) 建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む業務委託 設計金額が50万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (3) 物品の購入 予定価格が80万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (4) 物品の修理 予定価格が50万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (5) 物品の売却 予定価格が30万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (6) 印刷物の製造 予定価格が30万円を超えるもので、競争入札に付したもの
- (7) 電子複写機（複合機能を有しないものに限る。）の保守及び消耗品価格に関する契約で、競争入札に付したもの

### (契約の非締結等)

第3条 落札決定後に契約の相手方となるべき者（共同企業体の構成員を含む。）が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約を締結しないこととする。

- 2 議会の議決を要する本市発注工事等の落札決定後に仮契約を締結した者（共同企業体の構成員を含む。）が、議会の議決日の前日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該仮契約を解除するものとする。

(事前告知)

第4条 前条の規定により契約締結を規制することについては、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）第161条に規定する公告又は規則第174条第2項に規定する指名通知を行う際に告知するものとする。

(通知)

第5条 第3条の規定により契約を締結しない又は解除することとなった場合は、様式1又は様式2により相手方に通知するものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の基準の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

第 号  
年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

佐世保市長

印

### 契約の非締結について（通知）

貴社と契約を締結する予定の下記案件について、指名停止等に係る契約締結基準第3条及び第5条の規定により契約を締結しないことを通知します。

### 記

- 1 案件名称
- 2 契約予定金額
- 3 非締結の理由

以 上  
(契約課)

